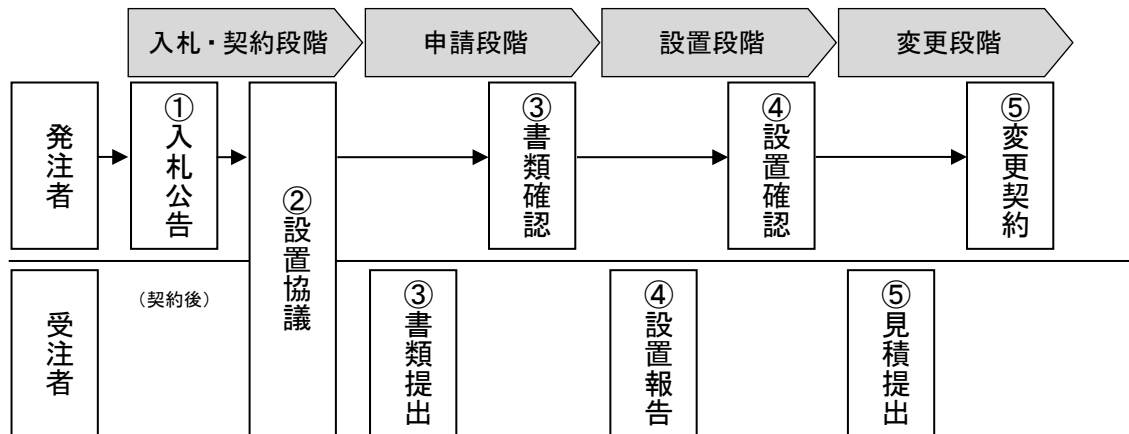


糸魚川市建設現場における快適トイレ設置実施について

建設業における担い手の確保及び男女ともに働きやすい工事現場の確保の取組みとして、工事現場における快適トイレの設置を推進する制度を実施します。この制度は、受注者による希望型とし、市が快適トイレに求める要件を満たした仮設トイレを設置した場合に、快適トイレに要した費用を増額分として変更契約を締結するものです。

【イメージ】



1 試行対象工事

- (1) 糸魚川市が発注する予定価格が130万円を超える建設工事を対象とします。
- (2) 対象とする工事を個別の入札公告で指定し、落札後に受注者が快適トイレの設置を希望した場合は、この制度による取組実施します。
- (3) 快適トイレ設置の対象とする場合は、対象とする旨を特記仕様書に記載します。

2 設置の協議

受注者は契約後、施工計画書の作成前に快適トイレの設置の有無について、市監督員と協議を行うものとします。

3 施工計画書への記載

- (1) 実施する場合は、実施する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出してください。
実施しない場合は、制度によらない施工とします。
- (2) 施工計画書の添付資料として、快適トイレ要件確認資料（様式第1号）及びパンフレット等の資料を監督員に提出してください。

4 設置の確認方法

- (1) 受注者は、快適トイレを現場に設置した日から起算して7日以内に、快適トイレ設置報告書（様式第2号）を監督員に提出してください。
- (2) 監督員は、快適トイレ設置報告書の提出を受けたときは、快適トイレに求める要件を満たしているか否かについて、現地にて確認を行います。
ただし、市がやむを得ないと認めた場合は、書面の確認に代えることができるものとします。

5 積算と変更契約

快適トイレの設置に係る費用について、入札公告時は積算しないものとし、監督員が快適トイレの設置を確認した場合に、次に掲げる手順により必要に応じて変更契約を締結するものとします。

- (1) 受注者は、快適トイレに要した費用が確定したときは、快適トイレ及び通常トイレの見積書を速やかに監督員に提出してください。
- (2) 監督員は、提出された見積書により調整し、快適トイレの費用と通常トイレの費用との差額を増額分として積算します。
- (3) 快適トイレの費用と通常トイレの費用の差額は、1基につき1月あたり51,000円を限度とします。ただし、男性と女性を区別し快適トイレを設置した場合は、2基につき1月あたり102,000円を限度とします。

6 快適トイレの要件

快適トイレは、1件の工事契約につき1基を対象とします。

ただし、男性と女性の区別をして快適トイレを設置した場合は、男女別に各1基ずつを対象とすることができるものとします。

快適トイレの要件は、次に掲げる(1)及び(2)の全てを満たしていることとします。

なお、(3)は任意で取組む要件とします。

区分	快適トイレに求める要件
(1) 快適トイレに求める機能	ア 洋式便座 イ 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付きを含む） ウ 臭い逆流防止機能（フラPPER機能） （必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること） エ 容易に開かない施錠機能（二重ロック等） （二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できるもの） オ 照明設備（電源がなくても良いもの） カ 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重4kg以上）
(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品の要件	ア 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 イ 入口の目隠しの設置 ウ サニタリーボックス（女性専用トイレに限る） エ 鏡付きの洗面台 オ 便座除菌シート等の衛生用品
(3) 推奨する機能、付属品等	ア 室内寸法 900×900mm以上（半畳程度以上） イ 擬音装置 ウ 着替え台（フィッティングボード） エ フラPPER機能の多重化 オ 窓など室内温度の調整が可能な設備 カ 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）